

## 研究報告

国際民事執行・保全法研究会(東吳大学大会)報告(3・完)

### 日・台シンポジウムの意義

酒 井 一

本研究会が東吳大学（台湾・台北市）で開催したシンポジウムにおいては、台湾から4名の実務家・研究者と日本から3名の研究者が報告を行い、それぞれの国における法状況や課題を報告し、意見交換を行った。シンポジウムには、日本から参加したメンバーのほか、台湾の実務家（裁判官及び弁護士）と研究者も参加し活発に議論が行われた。

シンポジウムにおける議論を踏まえて報告原稿の形で3回にわたり連載してきた。連載の最後の今回は、台湾からの報告としては、台湾における我が国裁判の承認・執行に関する先例についての報告（何報告）であり、わが国の実務にとっても無関心ではいられない問題である。日本からは、外国裁判所による保護命令と外国でされた合意の執行・承認（長田報告）と日本における外国判決および外国仲裁判断の承認・執行（高杉報告）の2つである。長田報告は、これまでわが国でも議論がされていない最先端のホットトピックであり、高杉報告は、国際取引において最も重要な仲裁判断の執行にかかる議論の整理である。いずれも貴重な研究報告と考えられる。

国際民事執行及び保全に関しては、一般論としても、議論が尽くされていない課題が少なくない。台湾との関係だけをとっても、思わぬ問題が生じることがありえ、議論を続ける意義は大きいであろう。今後も研究交流を続けていきたい<sup>1)</sup>。

---

1) 末筆ながら、台湾から本シンポジウムに参加いただいた実務家・研究者の方々に御礼申し上げたい。とりわけ、報告者やテーマの確定だけでなく会場の手配など準備段階から開催まで全般について何佳芳東吳大学副教授にご尽力いただいた。特に謝意を記したい。

## 研究報告

なお、本研究に関しては、文部科学書の科研費の助成を受けることができた<sup>2)</sup>。ここに感謝の意を表したい。

---

2) 課題名「多様な権利内容に応じた実効的な国際的権利保護制度の構築」、課題番号 16H01990。本連載は研究成果の一部である。